

## 企画展「土方稲嶺」に係る作品借用・展示・撤去・返納業務仕様書

業務名：企画展「土方稲嶺」に係る作品借用・展示・撤去・返納業務

業務期間：契約締結日から平成30年11月30日まで

展覧会名：企画展「鳥取画壇の祖 土方稲嶺」

会期：平成30年10月6日（土）から同年11月11日（日）まで

会場：鳥取県立博物館（鳥取市東町2-124）

1. 作業内容 作品を梱包ののち、鳥取県立博物館へ輸送、同館にて開梱、展示する。会期中に一部展示替えを行い、展覧会終了後、撤去・梱包ののち、各所蔵先へ返納する。
2. 作業日程について
  - (1) 借用・返納等の行程・場所・輸送方法の詳細については、別紙1・2を参照すること。但し、日時、時間について若干の変更が有り得る。
  - (2) 作業に当たる職員は、掛軸・屏風等の取り扱い経験が豊富な美術品取扱専門職員とし、各作業にあたるのは同一職員であること。また、その職員の名簿を提出すること。
3. 輸送作業について
  - (1) 作品輸送は美術品扱いとして慎重に扱い、輸送中作品が損傷することのないよう、受託者が責任をもって行うこと。また、輸送途中には適宜輸送資料の梱包状況等の点検を行い、輸送中に問題等が生じた場合は、必ず当館職員に報告し、指示を受けること。
  - (2) 当館の委託に関係のない物品を同時に輸送しないこと。
  - (3) 輸送車両には、運転手を含めた美術品取扱専門職員を2名乗車させること。また、作品輸送中は、責任上当館学芸員1名も車両に同乗させること。
  - (4) 輸送トラックは、輸送中に振動の少ないエアサスペンション付き専用車であり（※）、盗難等にあわないうり施錠できる車とすること。また、博物館資料を運ぶことのできる清潔な車であること。
  - (5) 積み込み及び積み卸しの際には、必ず当館職員と資料点数等を点検すること。また、積み込み、積み卸しの作業が風雨等の天候の影響を受けないよう十分配慮すること。
  - (6) 資料輸送中に受託者が宿泊等を行う場合は、輸送にかかるトラックは盗難等の起こらない安全な場所に停車させること。その際に、当館職員にトラックの駐車場所について了解を得ること。
  - (7) 資料の輸送については、安全運転のうえ、交通事情、道路状況等を考慮し、安全な経路を選ぶこと。また、輸送経路については、事前に当館職員の了解を得ること。

※別紙1でワゴンと指定したものは除く

#### 4. 梱包・開梱作業について

- (1) 作品梱包は、所蔵者と当館学芸員立ち会いのもと行う。また、借用資料の損傷等の状態を確認する上で、梱包する職員と開梱する職員は、同一職員とすること。借用作品リスト・寸法については、別紙1・4を参照すること。
- (2) 梱包は資料の状況に応じて、薄葉紙、茶紙、エアキャップ、綿布団、さらし、エサホーム等を用いること。
- (3) 梱包した箱等には、借用先名、資料名等を記したラベルを貼付すること。
- (4) 契約後、梱包する上で梱包材料が不足した場合は、受託者の負担とすること。
- (5) その他、作品梱包に関する詳細については、借用の前に当館において、担当学芸員と十分な打ち合わせを行うこと。

#### 5. 展示・撤去作業について

- (1) 内容、人員、日程については、別紙1のとおりである。
- (2) 展示・撤去する資料は、別紙3のとおり借用資料、当館所蔵・寄託資料である。ただし、作品及び数については、一部変更となる場合がある。
- (3) 展示作業には、照明調整、キャプション類設置等の作業も含まれる。
- (4) 作業用布団、白手袋、コンベックス、電卓、電気ドリル等工具を準備すること。ワイヤー、フック等の展示器材は当館のものを使用する。

#### 6. 運送保険について

- (1) 作品輸送中の責任は、すべて受託者が負うものとする。
- (2) 輸送作品の保険金については、別紙4の評価額を参照の上算出すること。保険金で作品の評価額全額を保証すること。保険期間は、資料借用時（すでに借用済の作品については9月30日（日）から返納時までとする）。
- (3) 保険契約完了後は速やかに保険証の写しを提出すること。

#### 7. 運送料金について

- (1) 運送料金は、運送・展示業務にかかる経費を算出し、内訳として、人件費・材料費・運送展示保険をそれぞれ計上すること。

別紙1 作業日程・内容

別紙2 借用・返納先住所

別紙3 展示作品リスト

別紙4 借用作品の寸法・評価額